

# 生活保護関係全国係長会議資料

令和2年3月5日（木）

社会・援護局 保護課

# 目 次

## 重点事項

第1 生活保護制度について	1
---------------	---

## 連絡事項

第1 生活保護制度の適正な実施等について	
1 改正生活保護法の着実な施行	24
2 面接時の適切な対応について	24
3 住宅扶助代理納付の活用について	25
4 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について	27
5 一時扶助における家具什器費の見直しについて	28
6 高校生のアルバイト収入の申告漏れについて	29
7 預貯金等の資産保有状況の適切な把握	29
8 学習支援費の実費支給について	30
9 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について	31
10 依存症対策について	32
11 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について	33
12 令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針について	33
13 日本年金機構との情報連携について	34
第2 就労・自立支援の充実について	
1 就労支援事業の実施について	35
2 生活保護世帯の子どもに対する進学等の支援について	42
3 生活保護世帯に対する家計改善支援について	45
4 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について	46
第3 無料低額宿泊所の見直し及び日常生活支援住居施設の創設について	
1 無料低額宿泊所の見直しについて	47
2 日常生活支援住居施設の創設について	52
3 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設にかかる住宅扶助の取扱い	62
4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等における防火安全対策	64

第4 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	
1 被保護者健康管理支援事業について	66
2 一般医療保険制度で導入が予定されているオンライン資格確認への対応等について	68
3 診療報酬請求債権の時効について	69
4 頻回受診の適正化について	69
5 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について	70
6 後発医薬品の原則使用について	70
7 「医師の働き方改革」への対応、指定医療機関との関係について	71
8 施術に係る医療扶助の適正な給付について	71
9 通院移送費の適正な給付の徹底について	72
第5 介護扶助について	
1 指定介護機関に係る指定の効力の停止について	73
第6 地方自治体の体制整備等について	74
第7 令和2年度の生活保護基準について	
1 令和2年度の生活扶助基準(第1類・第2類)について	75
2 高等教育の修学支援新制度創設に伴う対応について	75
3 その他の扶助・加算について	75
4 生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響	78
第8 生活保護関係予算について	
1 生活保護費等負担金について	79
2 生活保護関係事業について	80
3 保護施設の運営等について	81
第9 生活保護関係調査等について	
1 令和2年度生活保護関係調査の実施について	88
2 統計法及び提出期限の厳守について	91
3 生活保護業務関係システムの改修について	91
第10 生活保護基準の改定に伴う審査請求について	
1 審査請求の報告について	92
2 審査請求の受付及び送付について	92
3 不服申立てに係る適切な教示について	93
第11 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて	
1 訴訟提起等の報告について	95
2 法務大臣に対する訴訟の実施請求について	96

## 参考資料

1 生活保護の動向	97
2 生活保護の住宅扶助における代理納付について	101
3 ギャンブル等依存症専門医療機関一覧	102
4 依存症の理解と支援・社会資源	103
5 就労・自立支援関係資料	125
6 生活困窮者の就労準備状況チェックリスト	132
7 高等教育の修学支援新制度について	142
8 医療扶助の適正化・健康管理支援に係る参考資料	157
9 医療扶助の動向	161
10 介護扶助の動向	172
11 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移	175

# 重 点 事 项

# 生活保護制度について

## (1) 現状・課題

- 生活保護受給者数は約207万人。生活保護受給世帯は約164万世帯。良好な雇用状況等を背景に減少傾向。高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いているが、高齢者世帯は増加傾向。高齢者世帯が55%を占めている。生活保護費負担金(事業費ベース)は、3.8兆円(令和元年度当初予算。実績額の約半分は医療扶助)。
- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、生活保護法を改正(平成30年6月8日公布)し、順次施行。  
【改正内容】「進学準備給付金」の創設(公布日施行)、後発医薬品の使用原則化(平成30年10月施行)、  
無料低額宿泊所の規制の強化・「日常生活支援住居施設」の創設(令和2年4月施行)、  
「被保護者健康管理支援事業」の創設(令和3年1月施行) 等

## (2) 令和2年度の取組

- 無料低額宿泊所の規制強化等について各自自治体の条例が施行されるとともに、日常生活支援住居施設の認定事務を進めた上で、当該施設への日常生活支援の委託を開始する。
- 「被保護者健康管理支援事業」を令和3年1月から実施することとしており、施行に向け、試行事業の実施などの準備を進めていく。
- 更なる就労支援の推進、医療扶助の適正化などに取り組む。

## (3) 依頼・連絡事項

- 無料低額宿泊所の最低基準について、各自自治体において制定する条例が円滑に施行されるよう、管内事業者への周知や届出の勧奨に努められたい。また、日常生活上の支援が必要な生活保護受給者に対しては、適切な住居の確保及び必要な支援が提供されるよう、日常生活支援住居施設の認定や委託事務の開始に向けて必要な準備が行われたい。
- 被保護者健康管理支援事業については令和3年1月から必須事業として施行されるので、全ての福祉事務所で確実に実施されるよう、管内自治体に対する指導をお願いしたい。
- 頻回受診対策等、更なる医療扶助の適正化に向けて、引き続きご協力をお願いしたい。

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第10次地方分権一括法案）について 〈厚生労働省関係部分〉

令和2年2月

## 改正の趣旨

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日 閣議決定）に沿って、所要の規定の整備を行う。

## 改正の概要

### 1. 生活保護関係

#### （1）学校給食費等を徴収・管理する地方公共団体等へ直接支払うことを可能とする（生活保護法）

○生活保護法による教育扶助（学校給食費等）について、福祉事務所から学校給食費等を徴収・管理する地方公共団体等に対し、直接支払うことを可能とする

（令和2年10月1日施行）

教育扶助（学校給食費等）の支払い先

現行	改正後
地方公共団体	× → ○

#### （2）介護機関に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する（生活保護法）

○生活保護法による指定介護機関について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力も停止する

（令和2年10月1日施行）

介護保険法に基づき指定の効力の停止があったとき

別途、生活保護法において指定の効力の停止を行うための手続が必要



連動して生活保護法による指定の効力を停止する

#### （3）生活保護費の返還金等に係る収納事務を私人に委託することを可能とする（生活保護法）

○生活保護費に係る費用返還義務等に基づき生じる債権の収納の事務について、私人（コンビニ）に委託することを可能とする

（令和2年10月1日施行）

生活保護費の返還金等に係る収納事務について

金融機関での納付書払い、福祉事務所での窓口納付等に限定



地方公共団体の判断で私人委託（コンビニ納付）を可能に

# 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

## 1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ① 無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ② 現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 < 令和元年8月省令公布済 >
- ③ 最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

## 2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設

◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

## 日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費(案)

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)  
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費  
入居者1人あたり月額 > 29,100円 ~ 23,400円  
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール  
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月からの委託開始を基本とする

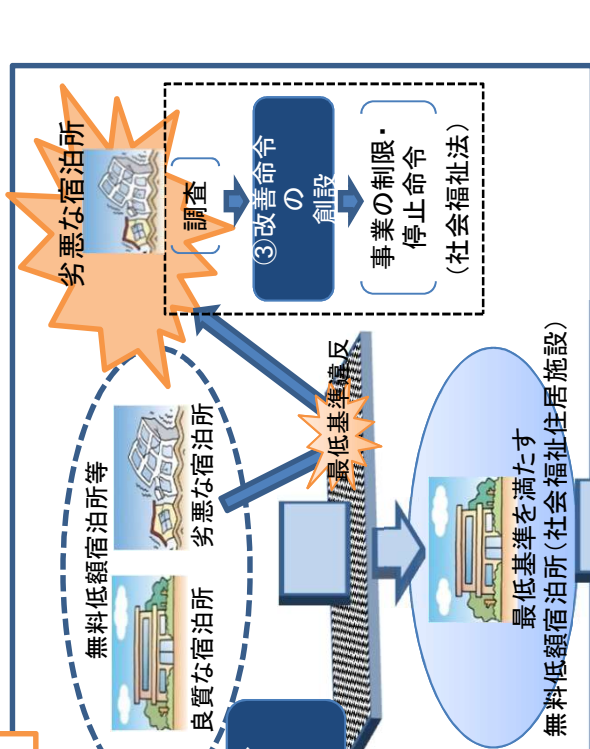
## 見直しの方向性

- ① 行政庁への届出事後⇒事前(社会福祉法)
- ② 拘束力のないガイドライン⇒最低基準の創設(社会福祉法)

## 規制の強化

面積に応じた住宅扶助費の減額措置の強化

最低基準を満たす無料低額宿泊所(社会福祉住居施設)



日常生活上の支援を委託する無料低額宿泊所等の基準の創設(生活保護法)  
※都道府県、政令市、中核市が認定

日常生活上の支援を提供する仕組みの創設

## 日常生活支援住居施設

当該住居に支援を必要とする生活保護受給者(※)が入居した場合、福祉事務所が事業者に日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者に交付  
※ 単独での居住が困難で、無料低額宿泊所等で日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者(福祉事務所が判断)

日常生活上の支援の委託を受けない無料低額宿泊所



## 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

○ 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、これまでガイドライン(通知)で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定(※)の最低基準を創設。(令和2年4月施行)

※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。

※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

### 事業範囲の 明確化

- ・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

### 居住環境の 整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する。

### 防火・防災 対策

- ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

### 利用手続き・ 利用料金の 適正化

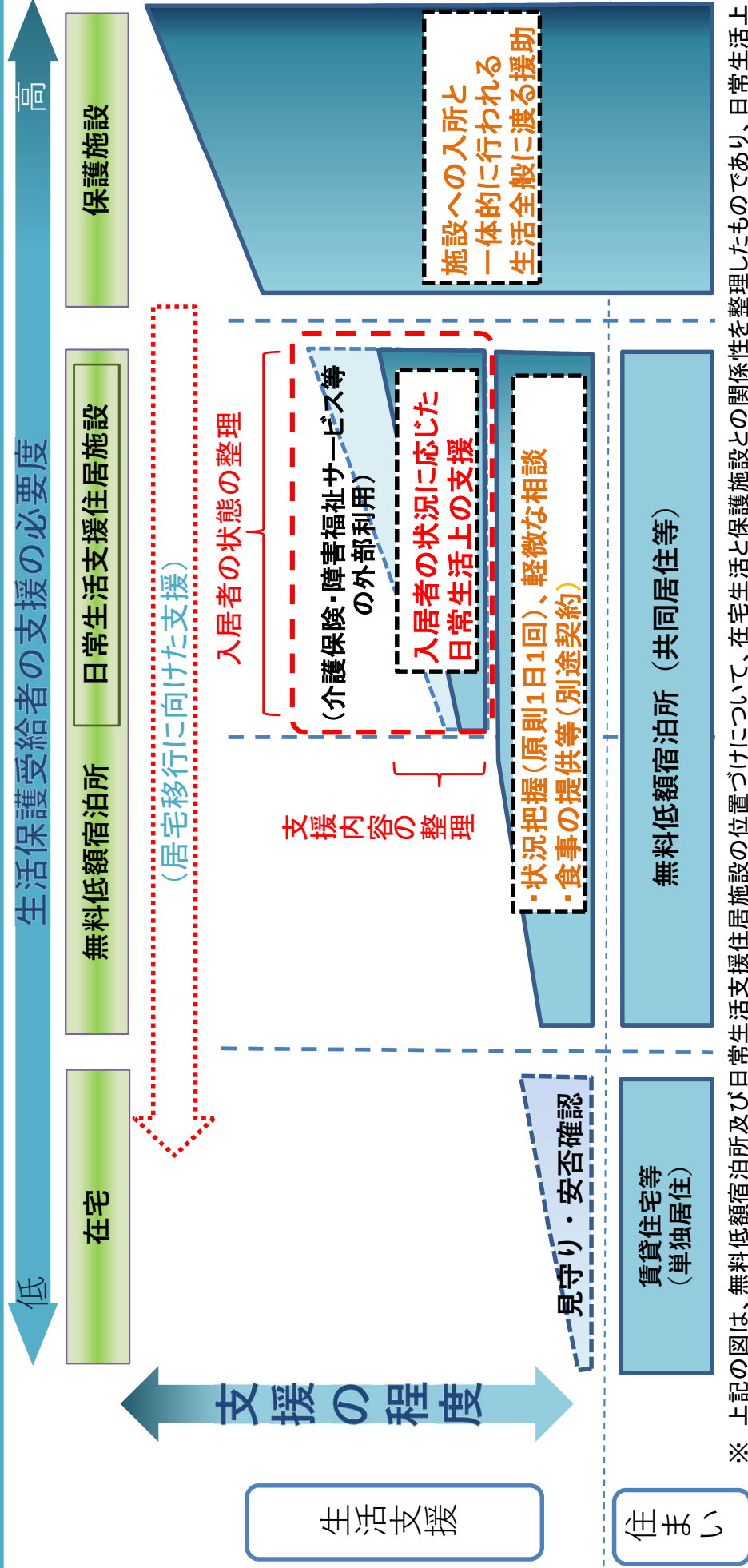
- ・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
- ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

### 長期入居の 防止・居宅 生活移行

- ・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
- ・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができる。(※令和4年4月施行)

## 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけの整理

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- それら生活上の支援については、認知症や障害者のグループホームや有料老人ホーム等のほか、一般の住宅に住みながら利用可能な福祉サービス等を活用を図るなど、様々な形態によって提供されている。
- 日常生活支援住居施設については、利用可能な福祉サービスを活用しても居宅では日常生活を営むことが困難であるが、社会福祉施設等に入所の対象とはならない者が、必要な支援を受けながら生活を送る場の一つの形態として位置づけられる。
- 日常生活支援住居施設は、入居者に対して、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭におきつつ、施設内での安定的な生活を維持することも含め、本人の有する能力に応じた自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うものとする。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

## 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（案）の概要

- 日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所であって「被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたもの」とされている。（生活保護法第30条ただし書き）
  - 上記の認定要件を定めるとともに、日常生活支援住居施設に係る人員、設備及び運営に関する基準等を厚生労働省令で定める。
- ※ 現在、当該省令案について、パブリックコメント実施中（2月7日～3月7日）

### 日常生活支援住居施設の認定要件

- 日常生活支援住居施設は次のいずれの要件にも該当すること。
  - ・施設の経営者が、自治体又は法人であること。
  - ・無料低額宿泊所であって、経営者が社会福祉事業の経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。
  - ・日常生活支援住居施設の人員、設備及び運営に関する基準に従って、将来にわたり適正な事業を運営することができること。
  - ・経営者が日常生活支援住居施設の認定の取り消し又は社会福祉事業の経営の停止を命ずる処分を受けてから5年を経過していないものであること。
- ※ 都道府県知事は、地域における要保護者の分布状況その他の状況からみて、日常生活支援住居施設の認定が必要でないと認める場合は認定しないことができる。

### 日常生活支援住居施設の位置づけ（入所対象者及び支援の内容）

- 【対象者】
  - ・保護の実施機関が、本人の心身の状況、生活歴、生活上の課題、活用可能な社会資源や家族等との関係などを踏まえて、日常生活支援住居施設で支援を行うことが必要と総合的に判断する者
- 【支援内容】
  - ・入所者の生活課題に関する相談、必要に応じた食事等の便宜の供与とともに、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、健康管理の支援、金銭の管理の支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との調整を行う

### 日常生活支援住居施設の人員、設備及び運営に関する基準

- ・入所者に対して日常生活上の支援を行う「生活支援員」を、常勤換算方法で入所定員15人に対して1名配置する。
- ・生活支援員のうち1名は、「生活支援提供責任者」とする。
- ・生活支援提供責任者は、社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者とする。
- ・生活支援提供責任者は、常勤専従職員として、入所定員が30人を超える毎に1名追加で配置しなければならない。
- ・日常生活支援住居施設は、入所者の状況、希望する生活や課題等を把握（アセスメント）した上で、支援の方針や支援目標等を記載した個別支援計画を策定し、当該支援計画に基づき、適切な支援を行うこととする。
- ・個別支援計画は、実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上見直しを行う。
- ・日常生活支援住居施設の基準は、当該省令に規定する基準のほか、無料低額宿泊所の基準の例による。

人員  
基準

運営  
基準



## 日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費の交付について(案)

### 日常生活支援住居施設の支援対象者及び支援内容

#### 【支援対象者】

- ・ 生活能力等に課題があるために居宅では日常生活を営むことが困難であるが、心身の状況等から社会福祉施設の入所対象にはならないと福祉事務所が判断した者

#### 【支援内容】

- ・ 個々人の生活上の課題に応じた個別支援計画を策定し、当該計画に基づいて、家事等の支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理支援、生活課題に関する相談支援、関係機関との調整などの支援を行う

### 日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費の設定

- ・ 日常生活支援住居施設は、利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)の配置を要件とし、当該体制を整備した上で、入居者に日常生活支援を行う場合に、支援に要する委託事務費を交付する。
- ・ より手厚い支援が必要な入居者に対して適切な支援を行うために職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置を行う。(その他、各地域の人員費水準の差に応じた地域別の単価、施設の定員規模に応じた規模別単価を設定)
- ・ 委託事務費の交付にあわせて、居室面積が狭隘な施設について住宅扶助上限額の減額措置、施設が入居者から受領する利用料(基本サービス費)について上限額を設定する。

#### <委託事務費単価(案)>

○入居者1人あたり月額 <地域別> 29,100円 ~ 23,400円

→ このほか、要支援・要介護者、障害者、精神疾患患者、刑余者等を一定数以上受け入れている場合であって、職員配置について、常勤換算で、10:1、7.5:1、5:1以上で配置している施設及び宿直職員を配置している施設については、加算措置を講じる。

※ 入居者から受領する利用料(基本サービス費)の金額は、月7,000円を上限とする。

### 制度施行(委託事務費の交付等)スケジュール

- ・ 施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始する。
- ※ 居室面積が狭隘な施設への住宅扶助の面積減額措置について、委託事務費の交付開始時期とあわせて開始する。

# 居宅生活移行総合支援事業の実施 — 無料低額宿泊所等からの居宅移行支援

## 要求要旨

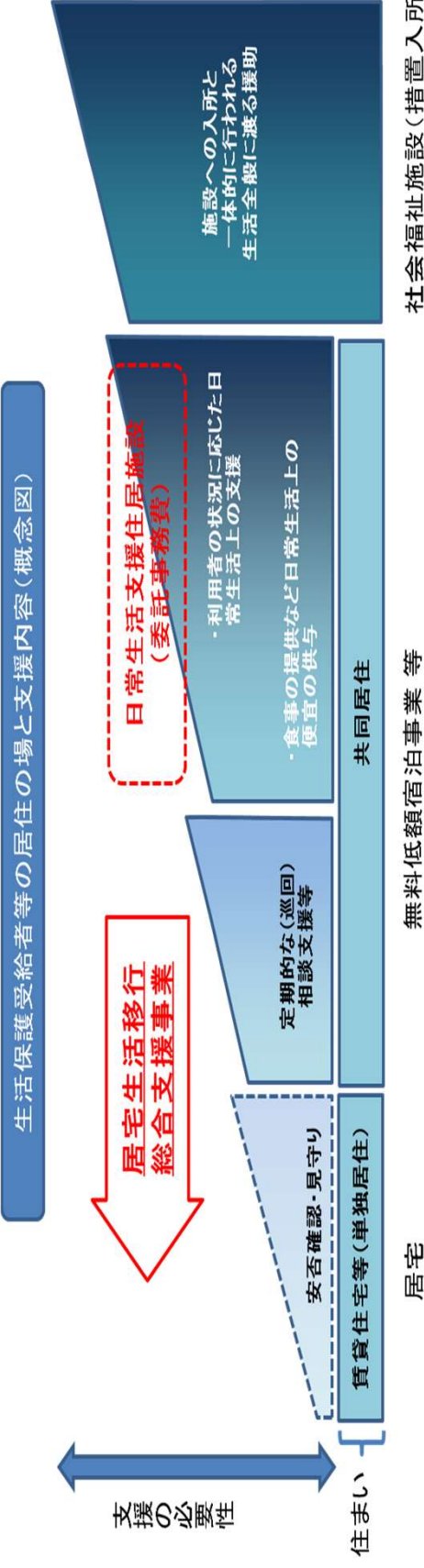
【令和2年度予算(案)】 600,000千円

実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体（補助率：3/4）

- 従前より、無料低額宿泊所の入居者等に対する居宅生活への移行支援として、入居者等へ日常生活における自立支援・就労支援を行う「居宅生活移行支援事業」を実施しており、また居住先の確保が困難な者について、家賃の代理納付の推進や不動産業者への同行など居宅の確保支援を行う「居住の安定確保支援事業」を実施してきたところである。
- 今般、令和2年4月より無料低額宿泊所の最低基準を制定し、日常生活支援住居施設への委託制度が創設されることを踏まえ、これら2事業を再編して、一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿泊所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設する。

## 事業概要

1. 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援（支援期間6か月～最長1年間）
  - 居宅移行に向けた相談支援  
転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言
2. 居宅生活移行後の地域生活定着支援
  - 安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等（支援期間：原則1年間）  
巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等
3. その他、居宅移行支援のための環境整備
  - 不動産事業者への働きかけ等  
家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等
  - 関係機関との連携・体制構築  
居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携



# 生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

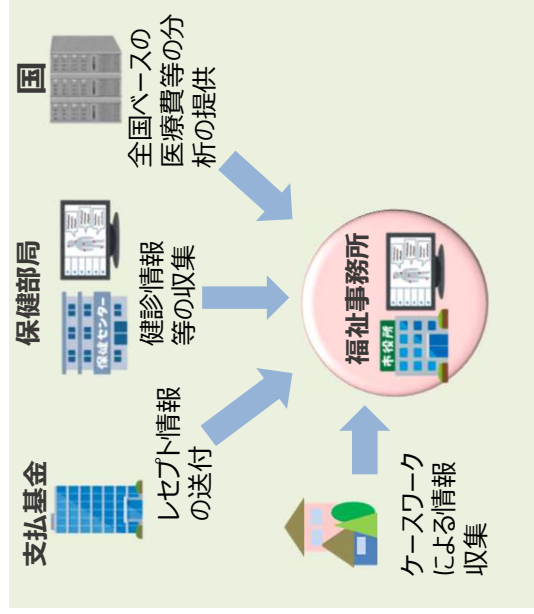
## 事業概要

【令和2年度予算(案)】 975,000千円 (令和3年1月～3月実施事業)  
 実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体  
 負担率：3/4

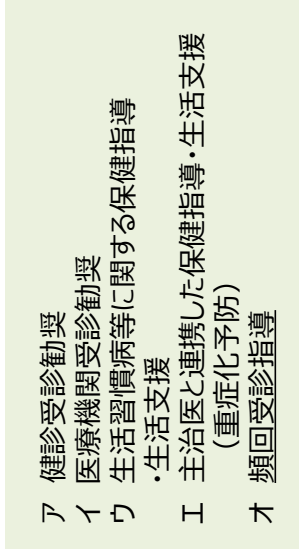
- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。**
- **「被保護者健康管理支援事業」を令和3（2021）年1月から必須事業として全福祉事務所で実施することとしており、施行に向けて試行事業の実施などの準備を進めていくとともに、法施行後、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

## 被保護者健康管理支援事業の流れ

- ① 現状・健康課題の把握
  - 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



- ② 事業企画
  - 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の**取組例のオ**に加え、**ア～工から選択**



- ③ 事業実施
  - 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
  - ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

- ④ 事業評価
  - 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

**健康の保持増進により、被保護者の自立を助長**

# 被保護者健康管理支援事業の創設について

## 既存予算の再編

○「被保護者健康管理支援事業」の所要額として、満年度で39億円、令和2年度予算ベースで9.75億円を負担金に計上する。

○既存予算のうち、

- レセプトを活用した医療扶助適正化事業のうち、健康管理支援事業の試行分(9.1億円)
- 健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業(28.4億円)
- 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進(2億円)

○一方、子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業(1.5億円)は、必須事業のメニューとして位置付けないため、統合しない。

## 【参考】令和元年度予算事業における関連メニュー

### 試行・準備事業【10/10】

■ レセプトを活用した医療扶助適正化事業(47.6億円の内数)のうち、健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集など(9.1億円)  
(生活習慣病の重症化予防対象者の抽出等)  
(データの収集・分析やそれに係る委託)

■ 健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業(28.4億円)

- ・福祉事務所による巡回指導の実施
- ・データに基づいた支援実施のための準備  
(健康課題の分析・支援対象者の抽出や事業計画・個別支援計画の作成を行うため非常勤保健師、都道府県・指定都市本庁における指導的立場の保健師の雇用)
- ・頻回受診者に対する適正受診指導の強化

■ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進(2.0億円)【3/4】

- ・頻回受診の患者に対し、かかりつけの医師と協議の上で適正受診指導を行う医師を、従来の嘱託医に追加して委嘱

■ レセプトを活用した医療扶助適正化事業(47.6億円の内数)【3/4】

- ・レセプトの資格・内容点検
- ・向精神薬の重複調剤の防止が徹底されていない者、後発医薬品が適切に調剤されていない者の抽出等

■ 子どもとその養育者への生活・健康支援モデル事業(1.5億円)【10/10】

- ・福祉事務所が主体となつて、学校健診のデータや母子保健部門から情報収集を実施

令和3年1月以降、これらの事業については、  
補助金から負担金【3/4】へ移行する

## 令和2年度予算案

(目)生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ← 令和3年1月～3月実施事業分

(目細)被保護者健康管理支援事業費… 9.75億円

(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ← 令和2年4月～12月実施事業分

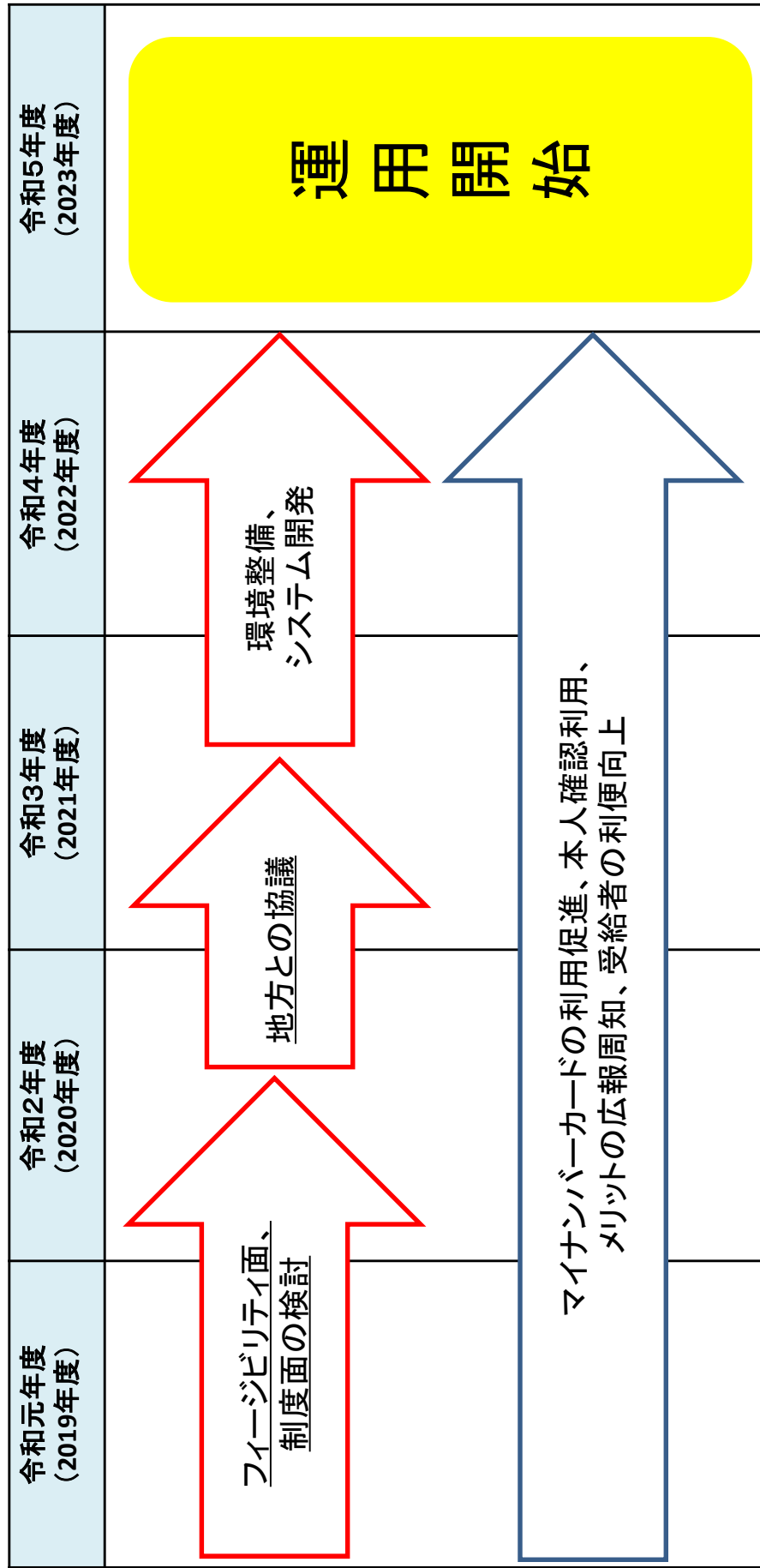
(目細)生活保護適正化等事業費

・「被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備及びデータの収集等」… 29.25億円(=39億円×9箇月/12箇月)



## 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に向けたスケジュール

- 社会全体のデジタル化に向け、令和元年12月20日に「新デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、医療扶助における医療券・調剤券についても、個人番号カードを利用したオンライン資格確認への対応が必要。
- 令和5年度(2023年度)の本格運用に向けて、下記のスケジュールの通り、準備を進めていく予定としている。
- まずは、医療扶助における個人番号カードの利用、オンライン資格確認、また、それも踏まえた今後の医療券の運用の在り方について議論を行う場として、令和2年3月から、自治体関係者・有識者を参集して検討会を開催する。





## 頻回受診の適正化について

### 頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認められた者

※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

### 適正化の対応

頻回受診の可能性のある者の把握



主治医訪問・嘱託医協議



指導の実施



改善状況の確認

### 【頻回受診の改善の状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診状況把握対象者数(指導対象者の定義に該当する者の数)(A) ※平成29年度までは旧定義(15日以上以上の月が3箇月続いた者)、平成30年度は移行期間のため混在	15,462人	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人
適正受診指導対象者数(B)	3,809人	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,749人	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人
改善者数割合(C/B)	45.92%	45.20%	52.33%	53.92%	54.13%

### 令和2年度以降の取組

- 令和元年度に引き続き、令和2年度予算に以下の事業を計上
  - ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等)→健康管理支援事業の準備事業
  - ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
  - ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを可能に

# 2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額①(案)

## 生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し前の基準額 (2018年9月以前) (A)		見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月) 対前年増減率		見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月) 基準見直しの影響のみ② 対前年増減率		見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月) 基準見直しの影響のみ③ 対前年増減率		B/A	C/A				
		基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率						
												①+消費動向等助案	②+消費動向等助案	③+消費動向等助案	
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	14.8万円	-0.8%	14.7万円	-0.8%	14.6万円	-0.8%	14.8万円	0.6%	14.5万円	-0.8%	14.7万円	-0.8%	-2.4%	-1.1%
	2級地の1	13.5万円	0.1%	13.5万円	0.1%	13.5万円	0.1%	13.7万円	1.5%	13.5万円	0.1%	13.7万円	0.1%	0.2%	1.6%
	3級地の2	12.0万円	1.7%	12.2万円	1.7%	12.4万円	1.6%	12.6万円	3.1%	12.6万円	1.6%	12.8万円	1.6%	5.0%	6.5%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	18.5万円	-1.7%	18.2万円	-1.7%	17.9万円	-1.7%	18.2万円	-0.3%	17.6万円	-1.7%	17.8万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%
	2級地の1	16.9万円	-1.7%	16.6万円	-1.7%	16.3万円	-1.7%	16.5万円	-0.3%	16.0万円	-1.7%	16.2万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%
	3級地の2	14.4万円	-1.2%	14.3万円	-1.2%	14.1万円	-1.2%	14.3万円	0.2%	13.9万円	-1.2%	14.1万円	-1.2%	-3.6%	-2.2%
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	11.5万円	1.6%	11.7万円	1.6%	11.8万円	1.6%	12.0万円	3.0%	12.0万円	1.6%	12.2万円	1.6%	4.9%	6.4%
	2級地の1	10.4万円	2.9%	10.7万円	2.9%	11.0万円	2.8%	11.1万円	4.2%	11.3万円	2.7%	11.4万円	2.7%	8.6%	10.1%
	3級地の2	9.3万円	4.4%	9.7万円	4.4%	10.1万円	4.3%	10.2万円	5.7%	10.5万円	4.1%	10.7万円	4.1%	13.4%	15.0%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	15.5万円	-1.4%	15.3万円	-1.4%	15.1万円	-1.5%	15.3万円	-0.1%	14.9万円	-1.5%	15.1万円	-1.5%	-4.3%	-3.0%
	2級地の1	14.1万円	-1.2%	14.0万円	-1.2%	13.8万円	-1.2%	14.0万円	0.2%	13.6万円	-1.2%	13.8万円	-1.2%	-3.6%	-2.3%
	3級地の2	12.4万円	0.7%	12.5万円	0.7%	12.6万円	0.7%	12.8万円	2.1%	12.7万円	0.7%	12.8万円	0.7%	2.1%	3.6%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	16.3万円	-1.5%	16.0万円	-1.5%	15.8万円	-1.5%	16.0万円	-0.1%	15.6万円	-1.5%	15.8万円	-1.5%	-4.4%	-3.0%
	2級地の1	14.8万円	-1.7%	14.6万円	-1.7%	14.3万円	-1.7%	14.5万円	-0.3%	14.1万円	-1.7%	14.3万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%
	3級地の2	12.7万円	0.2%	12.7万円	0.2%	12.8万円	0.2%	12.9万円	1.6%	12.8万円	0.2%	13.0万円	0.2%	0.5%	1.9%

<消費動向等助案>

○ 2019年10月の消費税率の引き上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%】

# 2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額②(案)

## 生活扶助基準本体 + 児童養育加算 + 母子加算

世帯類型	級地	見直し前の基準額 (2018年9月以前)		見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)		見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)		見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)		B/A	C/A				
		基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率			③+消費動向等助案			
												対前年増減率	対前年増減率		
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	15.8万円	-0.8%	15.7万円	-0.8%	15.6万円	-0.8%	15.8万円	0.7%	15.5万円	-0.8%	15.7万円	-0.8%	-2.3%	-0.9%
	2級地の1	14.5万円	0.1%	14.5万円	0.1%	14.5万円	0.1%	14.7万円	1.5%	14.5万円	0.1%	14.7万円	0.1%	0.2%	1.6%
	3級地の2	13.0万円	1.5%	13.2万円	1.5%	13.4万円	1.5%	13.6万円	3.0%	13.6万円	1.5%	13.8万円	1.5%	4.6%	6.1%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	20.5万円	-1.5%	20.2万円	-1.5%	19.9万円	-1.5%	20.2万円	-0.1%	19.6万円	-1.6%	19.9万円	-1.5%	-4.5%	-3.1%
	2級地の1	18.9万円	-1.5%	18.6万円	-1.5%	18.3万円	-1.5%	18.6万円	-0.1%	18.0万円	-1.5%	18.3万円	-1.5%	-4.5%	-3.1%
	3級地の2	16.4万円	-1.0%	16.3万円	-1.0%	16.1万円	-1.1%	16.3万円	0.4%	15.9万円	-1.1%	16.1万円	-1.1%	-3.1%	-1.7%
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	14.7万円	0.3%	14.8万円	0.3%	14.8万円	0.3%	15.1万円	1.8%	14.9万円	0.3%	15.1万円	0.3%	0.9%	2.4%
	2級地の1	13.5万円	1.2%	13.6万円	1.2%	13.8万円	1.1%	14.0万円	2.7%	14.0万円	1.1%	14.2万円	1.1%	3.5%	5.1%
	3級地の2	12.2万円	2.4%	12.5万円	2.4%	12.8万円	2.3%	13.0万円	3.9%	13.1万円	2.2%	13.3万円	2.1%	7.0%	8.6%
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	20.0万円	-1.3%	19.7万円	-1.3%	19.4万円	-1.4%	19.7万円	0.1%	19.2万円	-1.5%	19.5万円	-1.5%	-4.1%	-2.6%
	2級地の1	18.4万円	-1.2%	18.2万円	-1.2%	18.0万円	-1.2%	18.3万円	0.3%	17.7万円	-1.3%	18.0万円	-1.3%	-3.6%	-2.1%
	3級地の2	16.5万円	0.3%	16.6万円	0.3%	16.6万円	0.2%	16.9万円	1.8%	16.6万円	0.2%	16.9万円	0.2%	0.8%	2.3%
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	19.7万円	3.7%	20.5万円	3.7%	20.2万円	-1.4%	20.5万円	0.1%	19.9万円	-1.5%	20.2万円	-1.5%	0.7%	2.3%
	2級地の1	18.1万円	3.9%	18.8万円	3.9%	18.5万円	-1.6%	18.8万円	0.0%	18.2万円	-1.7%	18.5万円	-1.7%	0.6%	2.1%
	3級地の2	15.8万円	6.2%	16.8万円	6.2%	16.8万円	-0.2%	17.1万円	1.4%	16.8万円	-0.2%	17.0万円	-0.2%	5.8%	7.5%

<消費動向等助案>

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%、児童養育加算及び母子加算は+1.9%】

# 2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額③(案)

## 生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)		見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)		見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)		B/A	C/A	
		基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率			③+消費動向等助案 (C)
若年单身世帯 (50代)	1級地の1	8.0万円	-1.7%	7.9万円	-1.7%	7.8万円	-1.7%	7.6万円	-1.7%	-5.0%
	2級地の1	7.2万円	-0.9%	7.2万円	-0.9%	7.1万円	-0.9%	7.0万円	-0.9%	-2.7%
	3級地の2	6.5万円	0.6%	6.5万円	0.6%	6.6万円	0.6%	6.6万円	0.6%	1.9%
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	1級地の1	12.0万円	0.5%	12.0万円	0.5%	12.1万円	0.5%	12.2万円	0.5%	1.6%
	2級地の1	10.8万円	1.7%	11.0万円	1.7%	11.2万円	1.7%	11.4万円	1.7%	5.1%
	3級地の2	9.7万円	3.2%	10.0万円	3.2%	10.3万円	3.1%	10.6万円	3.0%	9.7%
高齢单身世帯 (65歳)	1級地の1	8.0万円	-1.7%	7.8万円	-1.7%	7.7万円	-1.7%	7.6万円	-1.7%	-5.0%
	2級地の1	7.2万円	-1.6%	7.1万円	-1.6%	7.0万円	-1.7%	6.9万円	-1.7%	-4.9%
	3級地の2	6.4万円	-0.1%	6.4万円	-0.1%	6.4万円	-0.1%	6.4万円	-0.1%	-0.3%
高齢单身世帯 (70歳)	1級地の1	7.5万円	-0.6%	7.4万円	-0.6%	7.4万円	-0.6%	7.3万円	-0.7%	-1.9%
	2級地の1	6.7万円	0.5%	6.8万円	0.5%	6.8万円	0.5%	6.9万円	0.5%	1.6%
	3級地の2	6.0万円	2.2%	6.2万円	2.2%	6.3万円	2.2%	6.4万円	2.1%	6.6%
高齢单身世帯 (75歳)	1級地の1	7.5万円	-1.7%	7.3万円	-1.7%	7.2万円	-1.7%	7.1万円	-1.7%	-5.0%
	2級地の1	6.7万円	-1.4%	6.6万円	-1.4%	6.6万円	-1.5%	6.5万円	-1.5%	-4.3%
	3級地の2	6.0万円	0.2%	6.0万円	0.2%	6.1万円	0.2%	6.1万円	0.2%	0.6%

<消費動向等助案>

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%】

# 2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額④(案)

## 生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し前の基準額 (2018年9月以前) (A)		見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)		見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)		見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)		B/A	C/A	
		基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率	基準見直しの影響のみ②		基準見直しの影響のみ③				
						基準額	対前年増減率	基準額	対前年増減率			基準額
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地の1	11.9万円	-0.3%	11.9万円	-0.3%	12.0万円	1.1%	11.8万円	-0.3%	12.0万円	-0.3%	-0.8%
	2級地の1	10.8万円	0.9%	10.9万円	0.9%	11.1万円	2.3%	11.1万円	0.9%	11.2万円	0.9%	2.7%
	3級地の2	9.6万円	2.4%	9.9万円	2.4%	10.2万円	3.8%	10.3万円	2.3%	10.5万円	2.3%	7.3%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地の1	11.0万円	0.2%	11.0万円	0.2%	11.2万円	1.6%	11.1万円	0.2%	11.2万円	0.2%	0.7%
	2級地の1	9.9万円	1.4%	10.1万円	1.4%	10.4万円	2.9%	10.4万円	1.4%	10.5万円	1.4%	4.3%
	3級地の2	8.9万円	3.1%	9.2万円	3.1%	9.6万円	4.4%	9.7万円	2.9%	9.9万円	2.9%	9.3%

<消費動向等勘案>

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%】

## 今回の生活保護基準の見直しの概要(平成30年10月から3段階施行)

### ＜生活保護基準の検証方針＞

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的・科学的見地から検証。
- 生活保護基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採用。
- 今回の検証では、改めて、生活保護基準と比較する一般世帯としてどのような所得階層が適当であるかについて検証を行うなど、丁寧な検証を実施。

### ＜生活扶助基準の検証結果＞

- 生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)  
夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較 → 概ね均衡
- 年齢・世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証  
年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較  
→ 3要素のバランスに消費実態との乖離(ゆがみ)が確認されたため、是正(増減額)

### ＜有子世帯における加算措置の見直し＞

- 児童養育加算や母子加算については、費用の必要性や設定根拠が不明確であるという指摘があったが、今般、有子世帯における「子どもの健全育成に必要な費用」や母子世帯の「かかり増し費用」の根拠を明確化して、支給することにした。また、児童養育加算の対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。

児童養育加算 現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)/中学生まで → 見直し後:月1万円/高校生まで  
母子加算 現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 → 見直し後:平均月1.7万円

### ＜検証結果の反映＞

- それぞれの消費水準にあわせて生活保護基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘。
- このため、政府予算案においては、減額する場合は5%以内止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じている。

# 令和2年10月の生活扶助基準額表(案)

○ 令和2年10月の生活扶助基準額本体については、平成30年10月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し（施行3年目）を行う。

(月額・円)

生活扶助基準 (第1類)												
年齢	基準額① (旧基準)			基準額② (新基準)			基準額① (旧基準)			基準額② (新基準)		
	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1
0~2	21,820	20,830	19,850	18,860	17,890	16,910	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940
3~5	27,490	26,260	25,030	23,780	22,560	21,310	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940
6~11	35,550	33,950	32,350	30,750	29,160	27,550	45,640	44,320	42,140	42,140	39,220	37,780
12~17	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	47,750	46,350	44,070	44,070	41,030	39,520
18~19	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
20~40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
41~59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
60~64	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
65~69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
70~74	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
75~	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	40,920	39,730	37,780	37,780	35,160	33,870

生活扶助基準 (第2類)												
人員	通減率① (旧基準)			通減率② (新基準)			通減率① (旧基準)			通減率② (新基準)		
	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683

生活扶助基準 (第2類)												
人員	基準額① (旧基準)			基準額② (新基準)			基準額① (旧基準)			基準額② (新基準)		
	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1	1級地-1	2級地-2	3級地-1
1人	45,320	43,280	41,240	39,210	37,160	35,130	28,890	27,690	27,690	27,690	27,690	27,690
2人	50,160	47,910	45,640	43,390	41,130	38,870	42,420	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660
3人	55,610	53,110	50,600	48,110	45,600	43,100	47,060	45,110	45,110	45,110	45,110	45,110
4人	57,560	54,970	52,390	49,780	47,200	44,610	49,080	47,040	47,040	47,040	47,040	47,040
5人	58,010	55,430	52,800	50,210	47,570	44,990	49,110	47,070	47,070	47,070	47,070	47,070

【令和2年10月以降の基準額計算式】  
 (「基準額① × 0.855」又は「基準額②」のいずれか高い方) + 経過的加算



## 令和2年10月の生活扶助本体に係る経過的加算①(案)

○ 令和2年10月の生活扶助本体に係る経過的加算については、改定を行わない。

※ 生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。

(計算例)68歳1人、45歳1人、高校生(17歳)1人の3人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額

→ 「65～69歳」2,280円＋「41～59歳」1,070円＋「12～17歳」0円＝3,350円

(月額・円)

	単身世帯						2人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	740	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	930	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	2,660	1,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	2,090	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	3人世帯						4人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	4,530	3,550	1,110	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	2,370	2,350	1,920	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	1,070	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190
60～64歳	940	460	0	0	0	0	770	840	430	490	840	0
65～69歳	2,280	1,720	570	0	0	0	770	840	430	1,440	1,670	1,010
70～74歳	0	0	0	0	0	0	150	110	0	0	0	0
75歳以上	1,270	790	0	0	0	0	150	110	0	570	740	120



# 令和2年10月の生活扶助本体に係る経過的加算②(案)

(月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
	0～2歳	4,290	4,140	3,690	0	0	0	4,000	3,910	3,000	0	0
3～5歳	2,200	2,140	1,770	0	0	0	1,890	1,880	1,330	480	110	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	600	420	0	0	0	0	280	380
60～64歳	570	630	280	1,190	1,400	410	160	220	0	790	1,010	320
65～69歳	570	630	280	1,190	1,420	1,250	160	220	0	790	1,020	1,120
70～74歳	110	0	0	410	180	0	0	0	0	110	520	0
75歳以上	110	0	0	420	890	430	0	0	0	110	550	260

	7人世帯						8人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
	0～2歳	2,840	2,670	1,500	3,550	3,550	1,390	2,060	1,870	980	2,580	3,260
3～5歳	1,070	1,130	610	1,740	1,840	2,050	700	710	380	1,150	1,500	1,710
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	240	480	830	0	0	0	0	110	400
60～64歳	0	0	0	240	480	830	0	0	0	0	110	400
65～69歳	0	0	0	0	110	110	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	110	110	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	110	110	0	0	0	0	0	0

	9人世帯						10人世帯以降					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
	0～2歳	1,660	1,700	890	1,960	2,360	3,120	1,630	1,550	840	1,890	2,320
3～5歳	610	360	110	600	950	1,440	450	370	0	520	880	1,380
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 令和2年10月以降における児童養育加算及び母子加算の見直し(案)

○ 令和2年10月の児童養育加算及び母子加算については、平成30年10月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し(施行3年目)を行う。

## 児童養育加算

(月額・円)

加算対象者	18歳までの子ども	児童に係る 経過的加算
加算額	10,190	4,330

※ 以下の世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

- ① 4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯
- ② 3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯  
(当該児童に居宅以外基準生活費が算定される場合に限る)
- ③ 第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯

## 母子加算に係る経過的加算

- ① 3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※1)が1人のみいる世帯の加算額  
(例:三世帯同居の世帯や子2人のうち長子が高校を卒業した3人世帯など)

○ 3人世帯 (月額・円)

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～5歳	3,330	3,330	0	0	0	0
6～11歳	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12～14歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18～19歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0

○ 4人世帯

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	0
3～14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18～19歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

○ 5人世帯以上

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18～19歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

※ 現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要な世帯に対しては、母子世帯に係る経過的加算を該当世帯に別途加算する。

- ② 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※1)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合の加算額 (月額・円)

母子加算の対象となる者が入院・入所(※2)中である場合の人数	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1人	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
2人	280	280	460	460	350	350

- ※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。
- ※2 医療型障害児入所施設に限る。

# 高等教育の修学支援新制度について

(実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

\* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ① 授業料等減免制度の創設 ② 給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
( (令和2年度)の在学学生 (既入学者も含む) から対象 ) )

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算(案) 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※  
給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る  
地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

## 授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立
	入学金	授業料	授業料
大学	約28万円	約54万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約59万円

## 給付型奨学金

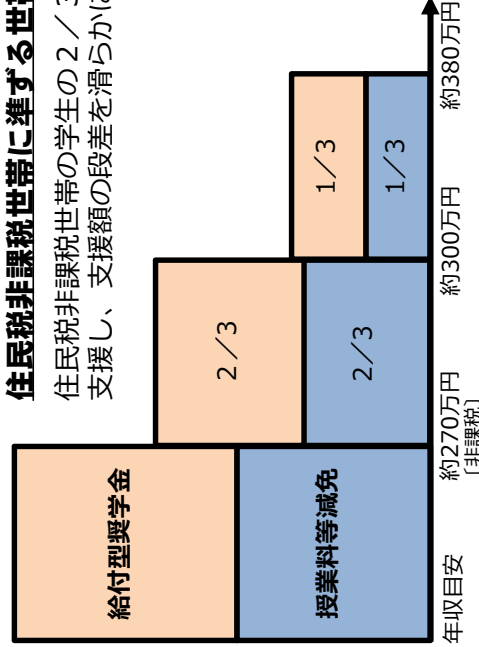
○ 日本学生支援機構が各学生に支給  
○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

## 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を明らかに



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
  - 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 大学等の要件：** 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
  - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm))

# 生活保護関係の令和2年度予算案

- 生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- また、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

## 生活保護費負担金

令和2年度予算(案) 2兆8,219億円 (対前年度当初予算額 ▲ 289億円)

内訳	生活扶助等	1兆2,943億円 (対前年度当初予算額 ▲ 471億円)
	医療扶助	1兆4,504億円 (対前年度当初予算額 177億円)
	介護扶助	771億円 (対前年度当初予算額 5億円)

## 令和2年度生活保護関係負担金・補助金等の新規事業

- ① 日常生活支援住居施設の創設(委託事務費) 13.4億円  
改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設することとし、支援の実施に必要な経費を負担する。
- ② 被保護者健康管理支援事業の円滑な実施 9.8億円  
改正生活保護法に基づき、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業が必須事業化されることから、円滑に実施するために必要な経費を負担する。
- ③ 居宅生活移行総合支援事業の実施 6.0億円  
一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制の構築を図る。
- ④ 生活保護受給者の健康状態、医療費の調査・分析経費 0.1億円  
被保護者健康管理支援事業の施行に当たって、厚生労働省において、医療費等レセプトと健診等データを用いた生活保護受給者の健康状態や医療費の調査・分析を行い、福祉事務所における被保護者健康管理支援事業の効率的・効果的な実施の促進を図る。

## (参考) 令和元年度補正予算案 生活保護関係補助金

- 日常生活支援住居施設の創設に伴う生活保護業務関係システムの改修 4.7億円  
生活保護制度の効率化かつ適正な実施を推進する観点から、令和2年4月の改正生活保護法の施行により、日常生活支援住居施設を創設することに伴い、委託事務費の計算等に係る機能追加を行う上で必要となる自治体の「生活保護事務処理システム」を改修費用の補助等を行う。